大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾等の学校外教育サービスの利用に係る経費の助成（以下「習い事・塾代助成」という。）を行う「大阪市習い事・塾代助成事業」を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は本市とする。ただし、事業の運営の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行うものとする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）習い事・塾代助成クーポン　本事業の実施のために本市が交付する電子又はカード型のクーポンをいう。

（２）利用者マイページ　利用者が、習い事・塾代助成の利用登録申請、習い事・塾代助成クーポン（以下、「助成クーポン」という。）の利用申込、申請情報の確認、電子通知の閲覧、登録情報の管理、その他の個別情報等を確認、変更等ができるインターネット上の専用ページをいう。

（３）デジタルクーポン　利用者マイページに表示される電子クーポンであり、利用者マイページから参画事業者に申し込み又は提示することにより利用できる助成クーポンをいう。

（４）カードクーポン　二次元コードを記載したカード型のクーポンであり、参画事業者に提示することにより利用できる助成クーポンをいう。

（５）学校外教育サービス　小学校・中学校学習指導要領にある学校の教育活動以外の場において提供される学習指導や文化・スポーツ活動の指導等の教育サービスをいう。

（６）児童・生徒　本市の区域内に居住している者、又は本市が管轄している本市区域外の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設の各施設に入所し若しくは一時保護委託されている者のうち、本事業実施年度の４月１日時点において、小学校、義務教育学校前期課程若しくは特別支援学校小学部の各第５学年及び第６学年に通学する者又はそれらに準じると市長が認める者を児童とし、本事業実施年度の４月１日時点において、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程若しくは特別

支援学校中学部に通学する者又はそれらに準じると市長が認める者を生徒とし、これらの総称をいう。

（７）利用登録　助成クーポンについて、利用期間を定めて利用できるようにするための一切の処理をいう。

（８）利用者　助成クーポンを利用して、学校外教育サービスの提供を受ける児童・生徒をいう。

（９）参画事業者　学校外教育サービスを継続的に（ただし、本市及び本市各区と業務委託契約等において別に定められた期間がある場合はこれに準じる。）提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第 15 条に定める要件を満たす者のうち、第 17 条第２項に規定する登録決定の通知を受けた民間事業者をいう。

（10）参画事業者マイページ　参画事業者及び参画事業者として登録を受けようとする者（以下「参画希望事業者」という。）が、習い事・塾代助成の参画事業者登録申請、「助成クーポン」の利用受付や決済、申請情報の確認、電子通知の閲覧、登録情報の管理、その他の個別情報等を確認、変更等ができるインターネット上の専用ページをいう。

（11）運営事業者　市長から本事業の円滑な運営に係る事務の一部を委託された民間事業者をいう。

（助成の要件）

第４条　この要綱により習い事・塾代助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）児童・生徒の父若しくは母、当該児童・生徒に係る個人の未成年後見人又はその他の者で、当該児童・生徒を現に監護し、かつ、当該児童・生徒と生計を同じくする者（ただし、日本国内に住所を有する者に限る。）

（２）児童・生徒が入所し若しくは一時保護委託されている児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設の各施設の長、児童・生徒の一時保護を行う一時保護所の長、児童・生徒が委託若しくは一時保護委託されている里親、ファミリーホームの養育者又は児童・生徒が入所措置され、若しくは一時保護委託されている障がい児入所施設の長

（利用登録申請）

第５条　前条に規定する要件を満たす者で、現に監護する児童・生徒についての習い事・塾代助成を希望する者（以下「利用登録申請者」という。）は、利用者マイページから、運営事業者を通じて市長あて利用登録申請を行わなければならない。ただし、イン

ターネット環境が整備されていない等の場合は、「大阪市習い事・塾代助成クーポン利用登録申請書（第１号様式）」（以下「利用登録申請書」という。）により利用登録申請を行うことができる。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録申請者は、当該各号に掲げる書類の記載内容を申告又は添付のうえ、利用登録申請しなければならない。

（１）前条第１号に該当する者が、児童・生徒と異なる住居に居住している場合　「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る監護・生計関係申立書（第２号様式）」

（２）利用登録申請者が大阪市外に居住している場合　別途定める公的書類の写し

（３）やむを得ない事情により住所又は居所が関係公簿と異なる場合　「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書（その他）（第４号様式）」及び別途定める公的書類の写し

（４）前条第２号に該当する場合　「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書（里親・施設入所等）（第３号様式）」

（５）年齢相当と異なる学年へ編入している児童・生徒の場合　学生証の写し又は在学証明書

３　市長は、同一の児童・生徒、同一利用登録期間についての複数の利用登録申請は受け付けない。

（資格審査）

第６条　利用登録申請者から利用登録申請があった場合は、市長は、その内容を審査し、習い事・塾代助成を行うことが適当と認めた児童・生徒について利用登録を行うとともに、利用登録申請者に対し、利用者マイページに利用登録決定を通知する。ただし、利用登録申請書により申請があった場合は、「大阪市習い事・塾代助成クーポン利用登録決定通知書（第５号様式）」（以下「利用登録決定通知書」という。）により通知する。なお、利用登録申請に不備があった場合､市長は、利用登録申請者に対し補正を求め、不備が補正された後に審査を行う。利用登録申請者が、相当の期間内に不備の補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（助成クーポンの交付）

第７条　前条の通知を受けた者（以下「利用登録決定保護者」という。）に対し、利用者マイページに通知を行った場合はデジタルクーポンを、利用登録決定通知書による通知を行った場合はカードクーポンを交付する。

２　クーポン交付後、カードクーポンからデジタルクーポンへ切替を希望する利用登録決定保護者（以下、「デジタル切替希望者」という。）は利用者マイページから、また、デ

ジタルクーポンからカードクーポンへ切替を希望する利用登録決定保護者（以下「カード切替希望者」という。）は、「大阪市習い事・塾代助成クーポン切替申出書」により運営事業者へ届け出なければならない。

３　前項の申し出があった場合は、市長は、デジタル切替希望者にはデジタルクーポンを、カード切替希望者にはカードクーポンを交付する。

（利用登録期間）

第８条　助成クーポンは、利用登録決定日の属する月の１日から同一年度の３月末日までに参画事業者が提供する学校外教育サービスについて利用できる。なお、助成クーポンが利用できる期間（以下「利用登録期間」という。）より前に遡って習い事・塾代助成は行わない。

（助成クーポンの利用）

第９条　助成クーポンを利用するには、学校外教育サービスを利用する月の前月の１日から翌月の９日まで（４月については、同月１日から翌月の９日まで）に参画事業者に申し込まなければならない。ただし、第 24 条第２項の規定により登録期間が延長された場合はこの限りではない。

２　助成クーポンは、利用者が利用登録期間において参画事業者の提供する学校外教育サービスを受けた場合において、参画事業者が、利用者本人の受講を確認することで、その対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

３　対象となる利用者ごとの１か月あたりの助成クーポンの利用上限額は１万円とする。

４　第４条第１号に規定する者のうち母子生活支援施設に入所する者及び第４条第２号に規定する者（以下「施設の長等」という。）が利用登録決定保護者の場合は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金上の措置費（以下「措置費」という。）の支弁される部分については、助成クーポンの利用はできないものとする。

（カードクーポンの再発行）

第10条　利用登録決定保護者は、カードクーポンの紛失、盗難、き損等によりカードクーポンの再発行が必要な場合は、「大阪市習い事・塾代助成クーポン再発行申請書（第６号様式）」を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

（申請事項の異動による助成資格の再審査）

第 11 条　利用登録決定保護者は、第４条に規定する要件に該当しなくなった場合、又は利用登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにデジタルクーポンの交付を受けた

者は利用者マイページから、カードクーポンの交付を受けた者は「大阪市習い事・塾代助成クーポン利用登録内容異動届（第７号様式）」（以下「異動届」という。）を運営事業者を通じて市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定に基づく利用者マイページによる届け出があった場合は資格審査を行い、利用登録の取消又は利用登録内容の変更が生じる場合は、利用登録決定保護者に対し利用者マイページに通知する。異動届の提出があった場合は資格審査を行い、「大阪市習い事・塾代助成クーポン利用登録決定取消通知書（第８号様式）」又は「大阪市習い事・塾代助成クーポン利用登録内容変更通知書（第９号様式)」により利用登録決定保護者あて通知する。

３　市長は、助成の要件について関係公簿等から疑義が生じた場合は習い事・塾代助成を行わないことができる。

（不正な行為の禁止）

第 12 条　利用登録申請者及び利用登録決定保護者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）虚偽の申請により助成クーポンの交付を受けること

（２）虚偽の申請により助成クーポンの交付を受けようとすること

（３）他人に代わり習い事・塾代助成を受けようとすること

（４）他人に自らの習い事・塾代助成を受けさせようとすること

（５）偽りその他不正な行為を行うこと

２　市長は、前項に規定する不正な行為を行った者については、習い事・塾代助成を行わないことができる。

（助成資格の喪失等）

第 13 条　利用登録決定保護者が、利用登録期間の全部又は一部において次の各号のいずれかに該当する場合には、その間の助成資格を喪失するものとし、助成資格を喪失した日の翌月以降においては、助成を受けることができない。

（１）第４条に規定する要件に該当しなくなったとき

（２）不正な行為を行ったとき

（返還請求等）

第 14 条　次の各号のいずれかに該当し、本市が既に参画事業者に第 24 条第６項による支払いを行っている場合は、市長は利用登録決定保護者に対し当該金額の返還を求めることができる。

（１）前条の規定により助成資格を喪失した場合
（２）施設の長等が利用登録決定保護者で、措置費が支弁される部分に対して助成クーポンを利用した場合
２　市長は、前項の規定による返還請求を行ったにもかかわらず、利用登録決定保護者が返還に応じないときは、習い事・塾代助成を行わないことができる。

（参画事業者の要件）
第15条　参画事業者は、本市及び別表に定める区域（以下「本市等の区域内」という。）で小学５年生～中学３年生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者（法人、任意団体及び個人事業主）とする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事業者とする。
（１）訪問によるサービス提供を行う事業者
登録又は雇用した教師等を派遣する事業者で、原則として、本市等の区域内に事業所を有するもの
（２）通信教育によるサービス提供を行う事業者
インターネット接続を用いて指導を行う又は郵送等を用いて添削指導を行う法人事業者で、日本国内に事業所を有するもの
２　児童・生徒、第４条各号に該当する者及びそれらに準ずると市長が認める者の希望する事業者においては、前項中「本市及び別表に定める区域」とあるのは、「日本国内」と読み替えるものとする。

（学校外教育サービスの分野）
第16条　本事業の対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム
（２）文化活動又はスポーツ活動の練習、稽古等の指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると市長が認めるもの

（参画事業者登録）
第17条　「参画希望事業者」は、参画事業者マイページから、市長が必要と認める書類を添えて、運営事業者を通じて市長あて登録申請を行わなければならない。ただし、インターネット環境が整備されていない等の場合は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事

業者登録申請書（第 10 号様式）」（以下「事業者登録申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、登録申請を行うことができる。

２　市長は、参画希望事業者から登録申請があった場合は、その内容を審査し、参画事業者として登録することが適当と認めた参画希望事業者について、参画事業者として登録するとともに、参画希望事業者に対し参画事業者マイページに参画事業者登録決定を通知する。ただし、事業者登録申請書により申請のあった事業者には、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録決定通知書（第 11 号様式）」により通知する。なお、登録申請内容等に不備があった場合、市長は、参画希望事業者に対し補正を求め、不備が補正された後に審査を行う。参画希望事業者が、相当の期間内に不備の補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（参画事業者の遵守事項）

第 18 条　参画事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）本事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用者の安全を確保すること

（２）利用者等の個人情報の保護について、万全を期すこと

（３）出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること

（４）偽りその他不正な行為によって第 24 条第１項の規定による登録又はクーポン利用額等必要事項が記載された「助成クーポン利用にかかる処理代行依頼書」（以下「代行依頼書」という。）の提出、及び同条第４項から第５項の規定による請求を行わないこと

（５）第 24 条第４項及び第５項の規定による請求又は同条第４項及び第５項で確定した請求内容に誤りがあった場合は、直ちに運営事業者へ報告するとともに、本市に過誤払を生じさせたときは当該金額を本市へ返還すること

（６）利用者以外の助成クーポンの利用や、偽造されたカードクーポンを発見した場合は、速やかに本市又は運営事業者に通報すること

（７）本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること

（調査等）

第 19 条　市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関して、必要があると認める場合は、当該参画事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

（参画事業者登録の取消し）

第 20 条　市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 17 条第２項の参画事業者登録を取り消すことができる。

（１）　第 15 条の規定による参画事業者の要件を満たさなくなったとき

（２）　第 16 条の規定による学校外教育サービスが提供されていないことが確認されたとき

（３）　第 18 条の規定による参画事業者の遵守事項に違反したとき

（４）　前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき

（５）　偽りその他不正な行為により第 17 条第２項の参画事業者登録を受けたことが明らかになったとき

（６）　参画事業者として、この要綱に定める本市に提出すべき書類を提出しないとき

（７）　参画事業者に公序良俗に反する行為があったとき

（８）　その他、市長が参画事業者登録の取消しが相当と判断したとき

２　参画事業者登録の取消しは、参画事業者マイページに通知する。ただし、事業者登録申請書により申請のあった事業者には、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録取消通知書（第 13 号様式）」により通知する。

（参画事業者登録の変更の届出）

第 21 条　参画事業者は、第 17 条第１項で申請した事項を変更する場合は、参画事業者マイページ又は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録内容変更届（第 12 号様式）」により、事前にその旨を運営事業者を通じて市長に届け出ることとする。

（参画事業者登録の抹消の届出）

第 22 条　参画事業者は、参画事業者登録の抹消を希望するときは、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録抹消届（第 14 号様式）」（以下「抹消届」という。）により、その旨を運営事業者を通じて市長に届け出ることとする。

（参画事業者登録の抹消）

第 23 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 17 条第２項の参画事業者登録を抹消するものとする。

（１）　前条に規定する抹消の届出があったとき

（２）　第 20 条に規定する登録の取消しを行ったとき

（３）　本市との委託契約に基づく学校外教育サービスを提供する参画事業者であって、本市との委託契約の満了等に伴い事業を継続しないことが確認されたとき

（クーポン等利用に係る請求）

第 24 条　参画事業者は、提供する学校外教育サービスの対価の全部又は一部として助成クーポンを利用する額（以下「クーポン利用額」という。）を、学校外教育サービスを提供する月（以下「サービス提供月」という。）の前月の１日から翌月の 10 日まで（４月については、同月１日から翌月の 10 日まで）に、参画事業者マイページから登録しなければならない。ただし、インターネット環境が整備されていない等の場合は、登録処理を運営事業者へ代行依頼することができ、代行依頼をする参画事業者（以下「代行依頼事業者」という。）は、代行依頼書を、運営事業者の指定する日（以下「指定期日」という。）までに運営事業者に提出しなければならない。

２　代行依頼事業者を除く参画事業者（以下「Ｗｅｂ決済事業者」という。）は、第９条第１項による利用申込がない等、第１項に規定する登録が期日までにできないやむを得ない理由がある場合は、指定期日まで登録期間を延長することができる。

３　運営事業者は、代行依頼事業者から代行依頼書の提出があった場合は、代行依頼書に基づき、速やかに内容を登録しなければならない。

４　Ｗｅｂ決済事業者は、第１項の規定に基づきクーポン利用額を登録した場合は、サービス提供月の翌月の１日から 10 日までに、登録したクーポン利用額と実際に提供した学校外教育サービスの内容を照合のうえ、参画事業者マイページから運営事業者を通じて市長あて請求を行わなければならない。ただし、第２項の規定により登録期間を延長したＷｅｂ決済事業者（以下、「登録期間延長事業者」という。）の場合はこの限りではない。

５　運営事業者は、次の各号に掲げる参画事業者（以下「未請求事業者」という。）に対し、既に登録されているクーポン利用額を通知するとともに、指定期日をもって未請求事業者から請求があったものとみなす。

（１）　登録期間延長事業者

（２）　代行依頼事業者

（３）　前項の期日までに請求を行わないＷｅｂ決済事業者

６　市長は、前２項の規定による請求が適正であると認められる場合は、参画事業者に対して速やかに支払いを行う。

７　参画事業者の請求期間は、第４項及び第５項に規定する期間のみとし、助成クーポンの利用に係る請求は、遡って行えないものとする。

（支払額の返還）

第 25 条　市長は、参画事業者が偽りその他不正な行為によって前条第 6 項の支払いを受けた場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 26 条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この要綱による改正前の大阪市塾代助成事業実施要綱の規定により、塾代助成事業の対象学年拡大実施に係る令和５年度予算成立を前提とした準備手続の特例として交付申請を行った者については、この要綱における交付申請を行った者とみなす。

４　この要綱による改正前の大阪市塾代助成事業実施要綱の規定により、参画登録を行った事業者については令和４年度以前に当該要綱にて抹消・取消済みの事業者を除き、この要綱における参画事業者とみなす。

５　この要綱による改正前の大阪市塾代助成事業実施要綱の規定により交付決定を行った者に交付した塾代助成カードについては、当該利用者がこの要綱における交付申請において継続して助成資格を有する間、大阪市習い事・塾代助成事業においても引き続き利用できるものとし、大阪市習い事・塾代助成カードと同様に取り扱うこととする。

６　この要綱による改正前の大阪市塾代助成事業実施要綱の規定に基づく塾代助成事業交付金については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

１　この要綱は令和５年９月１日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前において

も行うことができる。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年９月 30 日から施行し、令和６年 10 月１日以降の大阪市習い事・塾代助成カードの利用について適用する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

３　令和６年９月末日以前の大阪市習い事・塾代助成カードの利用については、なお従前の例による。ただし、改正前の大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱第７条の規定により交付した大阪市習い事・塾代助成カード（令和４年度以前より継続利用する塾代助成カードを含む。）については、最長利用期間の終期を令和６年９月末日とする。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月 31 日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

３　令和８年３月末日以前の大阪市習い事・塾代助成カードの利用及びカードの利用に係る請求については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第 15 条関係）

大阪府	堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市
兵庫県	尼崎市